

第9回教育委員会

平成 29 年 3 月 30 日
午 前 10 時
本庁舎屋上会議室

議 案

- | | |
|--------|--|
| 議案第39号 | 教育委員会所管の学校の教育職員等の給料等の支給方法に関する規則を廃止する規則案 |
| 議案第40号 | 教育職員 の給与等の特例に関する条例施行規則を廃止する規則案 |
| 議案第41号 | 教育委員会所管の学校の臨時的任用職員 の給与に関する規則を廃止する規則案 |
| 議案第42号 | 教育委員会所管の学校の教育職員等の地域手当の支給に関する規則を廃止する規則案 |
| 議案第43号 | 教育委員会所管の学校の教育職員等の扶養手当の支給に関する規則を廃止する規則案 |
| 議案第44号 | 教育委員会所管の学校の教育職員等の通勤手当の支給に関する規則を廃止する規則案 |
| 議案第45号 | 教育委員会所管の学校の教育職員等の住居手当の支給に関する規則を廃止する規則案 |
| 議案第46号 | 教育委員会所管の学校の教育職員等の単身赴任手当の支給に関する規則を廃止する規則案 |
| 議案第47号 | 教育委員会所管の学校の教育職員等の宿日直手当の支給に関する規則を廃止する規則案 |
| 議案第48号 | 教育委員会所管の学校の教員等の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則を廃止する規則案 |
| 議案第49号 | 教育委員会所管の学校の教育職員等の災害派遣手当の支給に関する規則を廃止する規則案 |
| 議案第50号 | 教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当に関する規則を廃止する規則案 |
| 議案第51号 | 教育委員会所管の学校の教育職員等の育児休業等に関する規則を廃止する規則案 |
| 議案第52号 | 教育委員会所管の学校の教育職員等の配偶者同行休業に関する規則を廃止する規則案 |
| 議案第53号 | 教育委員会所管の学校の教員の再任用に関する規則を廃止する規則案 |
| 議案第54号 | 公益的法人等への教育職員 の派遣等に関する規則を廃止する規則案 |
| 議案第55号 | 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員 の処遇等に関する規則を廃止する規則案 |
| 議案第56号 | 教育委員会所管の学校の教員の定年に関する規則を廃止する規則案 |
| 議案第57号 | 教育委員会所管の学校の教育職員等の昇給等に関する規則を廃止する規則案 |
| 議案第58号 | 教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則を廃止する規則案 |

議案第39号

教育委員会所管の学校の教育職員等の給料等の支給方法に関する規則を
廃止する規則案

教育委員会所管の学校の教育職員等の給料等の支給方法に関する規則（平成7年大阪市教育委員会規則第9号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)

教育委員会所管の学校の教育職員等の給料等の支給方法に関する規則

(趣旨)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）附則第6項の規定に基づき、教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。）の教育職員（校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手をいう。）並びに教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関の指導主事（以下これらを「職員」という。）の給料等の支給方法については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(給料の支給方法)

第2条 給料は、月の1日から末日までの期間について、その月の月額を支給する。

2 給料は、特別の事情のない限り、その月分を当月の17日（1月に限り18日）に支給する。

ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日に支給する。

(1) 日曜日（次号に掲げる日を除く。）又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）その翌日

(2) 日曜日でその翌日が祝日であるもの その前々日

(3) 土曜日 その前日

3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した国家公務員又は地方公務員が即日職員となった場合は、その日の翌日から給料を支給する。

4 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年大阪市教育局委員会規則第5号。以下「勤務時間規則」という。）第3条及び第4条の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

7 第2項に規定する給料の支給日（以下「支給日」という。）後において新たに職員となった者及び支給日前において離職し、又は死亡した職員に係る給料については、その日以後速やかに支給するものとする。

8 職員が次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書の許可（以下「専従許可」という。）を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合

(3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（平成9年大阪市教育局委員会規則第2号。以下「外国派遣規則」という。）第2条の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合

(4) 公益的法人等への教育職員の派遣等に関する規則（平成14年大阪市教育局委員会規則第17号。以下「公益的法人等派遣規則」という。）第2条第1項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合

(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」と

いう。)第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(6) 大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。)を始め、又は大学院修学休業の終了により職務に復帰した場合

(7) 配偶者同行休業(地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

(8) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

(9) 職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(教育長が別に定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇(勤務時間規則第14条第1項に規定する病気休暇をいう。以下同じ。)を与えられて又は就業禁止の措置にされて当該休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患による就業禁止の措置である場合にあっては、1年。以下同じ。)を超えて勤務せず、又はその後再び勤務するに至った場合

9 月の1日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、配偶者同行休業をし、停職にされ、若しくは外国派遣規則第2条若しくは公益的法人等派遣規則第2条第1項の規定により派遣されている職員又は病気休暇を与えられて若しくは就業禁止の措置にされて当該休暇若しくは当該措置の開始の日から90日を超えて勤務していない職員が、支給日後に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合には、その職員に係る給料をその日以後速やかに支給するものとする。

(短時間勤務職員の給料月額)

第2条の2 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、その者の受ける給料月額に、その者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間規則第2条第1項に定める1週間当たりの勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、条例第5条第12項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第3条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間規則第2条第1項に定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから4月1日から翌年の3月31日までの間(以下「年度」という。)における休日の日数の合計に7時間45分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、当該職員の勤務時間が、勤務時間規則第2条第1項から第3項までの規定により定められたものとした場合におけるこの頃の規定により定められる額)とする。

2 前項の休日とは、祝日(土曜日に当たる日を除く。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)をいう。

3 第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未

満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(給与の減額方法)

第4条 職員が所定の勤務時間（勤務時間規則第7条に規定する所定の勤務時間をいう。以下同じ。）中に勤務しないときは、勤務時間規則第12条に規定する休暇が与えられた場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない時間1時間について、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 前項の規定による減額すべき給与額は、第1号に掲げる額については給料から、第2号に掲げる額については地域手当から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、給料及び地域手当から差し引くことができないときは、条例に規定するその他の未支給の給与から差し引くものとする。

(1) その欠勤（所定の勤務時間中に特に承認なくして勤務しなかった場合をいう。以下同じ。）があった月におけるその者の給料の月額に12を乗じ、その額を勤務時間規則第2条に定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものからその月の属する年度における前条第2項に規定する休日の日数の合計に7時間45分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額（50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。）に欠勤時間数を乗じて得た額。ただし、その月の勤務すべき全時間が欠勤であったとき又は給料から減額すべき額がその欠勤があった月に対する給料額を超えているか、若しくは同じ額であるときは、その欠勤があった月に対する給料額とする。

(2) 減額すべき給与額から前号の額を差し引いた額。ただし、同号の額が同号ただし書の規定によるものであるときは、その欠勤があった月に対する給料の月額に対する地域手当の額とする。

3 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の前項第1号本文に掲げる額は、同号本文の規定にかかわらず、当該職員の勤務時間が、勤務時間規則第2条第1項の規定により定められたものとした場合における同号本文の規定により得られる額とする。

(給料の半減)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（教育長が別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患による就業禁止の措置である場合にあっては、1年）を超えて勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずるものとし、教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和47年大阪市条例第2号）第3条第1項に規定する教職調整額の額は給料月額の半減後の額を基礎として算出した額とする。

(休職者の給与)

第6条 職員が心身の故障（結核性疾患並びに第8条の規定による公務上の負傷、公務上の疾病、通勤による負傷及び通勤による疾病を除く。）により法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

2 職員が大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）第35条に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

(病気休暇の通算)

第7条 第5条に規定する給料の半減に係る病気休暇の算定においては、与えた病気休暇（1日の勤務時間の一部を病気休暇により勤務しない日を含む。以下この条において同じ。）の前日（次の各号に該当する場合にあっては、それぞれ当該各号に定める日の前日）から起算して1年（地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当するものとして休職された期間を除く。）をさかのぼった日（以下「基準日」という。）以後に与えた病気休暇を全て通算する。ただし、教育長が定める病気休暇については、この限りではない。

(1) 病気休暇を与えたことにより勤務時間の全てを勤務しないこととなった日（次号ア、イ及びウの場合を含む日を除く。以下「勤務時間の全てを勤務しない病気休暇」という。）が連続する場合は、その初日

(2) 連続する勤務時間の全てを勤務しない病気休暇の間に、週休日（勤務時間規則第3条第1項に規定する週休日をいう。）、休日（勤務時間規則第10条第2項に規定する休日をいう。）、代休日（勤務時間規則第11条第1項に規定する代休日をいう。）その他勤務時間の全てを勤務しない病気休暇以外の勤務しない日（ただし、次のア、イ及びウの場合を含む日を除く。以下「週休日等」という。）がある場合は、当該連続する病気休暇の初日

ア 勤務時間規則別表第4第3号、第5号、第18号及び第19号並びに別表第5第4号、第6号、第19号及び第20号に規定する特別休暇の場合

イ 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり承認を受けて勤務しなかった場合

ウ 本項ただし書の教育長が定める病気休暇並びに本号ア及びイの前後に引き続く週休日等の場合

2 前項に規定するもののほか、基準日前から引き続く連続する勤務時間の全てを勤務しない病気休暇で終期が基準日以後のものについては、その全期間を通算する。

3 前2項に規定する算定方法においては、連続する勤務時間の全てを勤務しない病気休暇の間の週休日等は、通算する。

(公務災害又は通勤災害の場合の特例)

第8条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、勤務しないことにつき特に承認があった期間については、給与の全額を支給する。

(施行の細目)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項については、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 負傷又は疾病により第4条第1項の規定による承認を受けて正規の勤務時間中に勤務しない職員の給与については、なお従前の例による。

議案第40号

教育職員の給与等の特例に関する条例施行規則を廃止する規則案

教育職員の給与等の特例に関する条例施行規則（昭和47年大阪市教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)

教育職員の給与等の特例に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和47年大阪市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(教職調整額の支給方法)

第2条 条例第3条第1項に規定する教職調整額は、給料の支給方法に準じて支給する。

第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、条例第3条第1項に規定する教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。

(正規の勤務時間を超える勤務等)

第4条 条例第5条第2項に規定する教育委員会規則で定める業務とは、次の各号に掲げる業務をいう。

- (1) 生徒の実習に関する業務
- (2) 学校行事に関する業務
- (3) 教職員会議に関する業務
- (4) 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

2 条例第5条第3項に規定する教育委員会規則で定める日とは、次の各号に掲げる日をいう。

- (1) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日
- (2) 前号のほか、教育長が指定する日

(施行の細目)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年1月1日から適用する。

議案第41号

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則を
廃止する規則案

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則（平成4年大阪市
教育委員会規則第20号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）附則第6項の規定に基づき、教育委員会所管の学校の教育職員（校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び実習助手をいう。以下同じ。）のうち、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項又は職員の任用に関する規則（平成28年大阪市人事委員会規則第2号）第53条の規定により任用された者（以下「臨時的任用職員」という。）の給与の基準及び支給方法については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(給料)

第2条 臨時的任用職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

(給料表の種類及び適用範囲)

第3条 給料表の種類は、条例第4条に規定する高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表とし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(手当)

第4条 臨時的任用職員には、正式任用の教育職員の例により、条例第2条に規定する手当を支給することができる。

(給与の支給方法等)

第5条 給与の支給方法及び給料の減額については、正式任用の教育職員の例による。

(施行の細目)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 教育委員会所管の学校の教員等の給料表に関する規則の一部を改正する規則（平成28年大阪市規則第177号）附則第2項から第5項までの規定は、臨時的任用職員については、適用しない。

議案第42号

教育委員会所管の学校の教育職員等の地域手当の支給に関する規則を
廃止する規則案

教育委員会所管の学校の教育職員等の地域手当の支給に関する規則（昭和58年
大阪市教育委員会規則第9号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)

教育委員会所管の学校の教育職員等の地域手当の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）附則第6項の規定に基づき、教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。）の教育職員（校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手をいう。）並びに教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関の指導主事（以下これらを「職員」という。）の地域手当の支給については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(手当月額)

第2条 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の11を乗じて得た額とする。

(支給方法)

第3条 地域手当は、月の初日から末日までを計算期間とし、特別の事情のない限り、その月分を当月の給料の支給日に支給する。

第4条 前条に規定する場合を除くほか、地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第5条 第2条に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって地域手当の月額とする。

(施行の細目)

第6条 この規則に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和57年10月1日から適用する。
- 2 昭和57年10月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、職員に支払われた調整手当は、この規則による調整手当の内払とみなす。

議案第43号

教育委員会所管の学校の教育職員等の扶養手当の支給に関する規則を
廃止する規則案

教育委員会所管の学校の教育職員等の扶養手当の支給に関する規則（昭和55年
大阪市教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)

教育委員会所管の学校の教育職員等の扶養手当の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）附則第6項の規定に基づき、教育委員会（以下「委員会」という。）所管の学校（幼稚園を含む。）の教育職員（校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手をいう。）並びに教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関の指導主事（以下これらを「職員」という。）の扶養手当の支給については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(扶養親族)

第2条 条例第10条第1項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計のみちがなく主として職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 心身に著しい障害がある者

(手当月額)

第3条 扶養手当の月額、前条第1号に該当する扶養親族については13,800円、同条第2号から第5号までに該当する扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円）とする。

2 扶養親族たる子のうち15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(届出)

第4条 条例第11条第1項に定める届出は所定の扶養親族（異動）届を委員会に提出して行うものとする。

(認定)

第5条 委員会は、職員から前条の規定による届出があつたときは、扶養親族（異動）届記載の扶養親族が第2条に定める要件を備えているかどうか又は配偶者のない旨等を確認して認定しなければならない。

2 委員会が前項の認定を行うに当たっては、次の各号に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

- (1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
- (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円程度以上である者
- (3) 第2条第5号に該当する者の場合は前2号によるほか終身労務に服することができない程度でない者

3 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

4 委員会は、前3項の認定を行うときその他必要と認めるときは、扶養事実等を証明するに

足りる証拠書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第6条 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に条例第11条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を支給されている職員の扶養親族で同条同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、これを支給されている職員に更に条例第11条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を支給されている職員の扶養親族で同条同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を支給されている職員について同条同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月）からその支給額を決定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を支給されている職員に更に条例第11条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（第2条第2号から第5号までの扶養親族（以下「扶養親族たる子、父母等」という。）で条例第11条第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を支給されている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同条同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(扶養手当の不支給)

第6条の2 扶養手当は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員に対しては支給しない。

(支給方法)

第7条 扶養手当は、前条に規定する場合を除くほか、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに扶養手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(事後の確認)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、現に扶養手当の支給を受けている職員及びその扶養親族が条例第10条第1項及び第2条に定めるそれぞれの要件を備えているかどうか並びに扶養手当の支給額が適正かどうかについて確認するため、当該職員に対し、扶養の状況等について報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(施行の細目)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

議案第44号

教育委員会所管の学校の教育職員等の通勤手当の支給に関する規則を
廃止する規則案

教育委員会所管の学校の教育職員等の通勤手当の支給に関する規則（昭和55年
大阪市教育委員会規則第8号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)

教育委員会所管の学校の教育職員等の通勤手当の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）附則第6項の規定に基づき、教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の教育職員（校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手をいう。）並びに教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関の指導主事（以下これらを「職員」という。）の通勤手当の支給については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

第2条の2 前条各号に規定する通勤することが著しく困難であると認められる職員は、次の各号の1に該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると、教育職員にあつては所属する学校の長が、指導主事にあつては教育長（以下これらを「所属長」という。）が認めるものとする。

- (1) 住居が離島等にある職員
- (2) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表に掲げる身体障害に属する程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員

(支給対象期間)

第2条の3 教育長が定める日以降6箇月の期間を支給対象期間とする。ただし、これにより難しい場合の支給対象期間は、教育長が定める。

(手当額)

第3条 通勤手当の額は、支給対象期間につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 第2条第1号に掲げる職員 支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。）が55,000円を超えるときは、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額

(2) 第2条第2号に掲げる職員 次の掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額
(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。))及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。))のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)に、支給対象期間の月数を乗じて得た額

イ 自転車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。))が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 第2条第3号に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。))のうち、自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員(その使用する自転車等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ使用しているものであるものを除く。))及び自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが、自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額を支給対象期間の月数で除して得た合計額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額)

(4) 第2条第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が第2号に掲げる額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。)) 運賃等相当額(1箇月当たりの運賃相当額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額)

(5) 第2条第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が第2号に掲げる額未満である職員(第3号に掲げる職員を除く。)) 第2号に掲げる額

2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。))を利用しなければ通勤することが教育長の定める基準に照らして困難であると認めら

れるもののうち、第2条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び教育長がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、その者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額を支給対象期間の月数で除して得た額20,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、20,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とする。

3 前項の規定は、職員以外の地方公務員、国家公務員その他教育長がこれに準ずると認める者から引き続き職員となった者のうち、第2条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該職員となる直前の住居（当該職員となった日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び教育長がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（教育長が認める者に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員の通勤手当の額の算出について準用する。

4 第1項の規定にかかわらず、第2条第2号に掲げる職員のうち、第2条の2第2号に該当し、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、所属長が当該職員の障害の程度及び通勤の実情により、適当と認めるものに対する通勤手当の額は、その者の自転車等の使用距離の区分に応じた別表に掲げる額に支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。ただし、育児短時間勤務職員等のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、別表の額からその額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

5 第2条の規定により通勤手当の支給を受けた職員につき、支給対象期間内に次に掲げる事由（以下「異動等事由」という。）が生じた場合には、通勤手当の額を変更することとなつた日の前日の属する既に支給している支給対象期間に係る通勤手当の額につき、異動等事由が生じたことにより新たに通勤に要するものとして教育長が定めるところにより算出した額を追給し、又は異動等事由が生じたことにより通勤に要しないものとして教育長が定めるところにより算出した額を返納させるものとする。

(1) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつた場合

(2) 第11条第1項第2号に該当することとなつた場合（前号に該当する場合を除く。）

(3) 第11条第2項に該当することとなつた場合

(4) 退職することとなつた場合

（交通の用具）

第4条 第2条第2号に規定する交通の用具は、自転車、原動機付自転車、自動車その他これらに類するものとする。ただし、職員の所有に属するものに限る。

（運賃等相当額の算出の基準）

第5条 第3条に規定する運賃等相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。

第6条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであつてはならない。ただし、大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年大阪市教育局委員会規則第5号。以下「勤務時間規則」という。）第7条に規定する所定の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な理由がある場合は、この限りでない。

第7条 運賃等相当額は、次項及び第3項に該当する場合を除くほか、次の各号による額の総額とする。ただし、第2条の3ただし書に規定する場合の運賃等相当額については、教育長が定める。

(1) 交通機関等が通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）を発行している場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間6箇月の定期券の価額（通用期間6箇月の定期券が発行されていない交通機関等にあつては、通用期間3箇月の定期券の価額に2を乗じて得た額、通用期間6箇月の定期券及び通用期間3箇月の定期券が発行されていない交通機関等にあつては、通用期間1箇月の定期券の価額に6を乗じて得た額）

(2) 交通機関等が定期券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間についてその使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に6を乗じて得た額

2 教育長が定める職員で、平均1箇月当たりの通勤所要回数の少ないものの運賃等相当額は、次項に該当する場合を除き、教育長が定める額とする。

3 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路の交通機関等を利用するそれぞれの区間について、前2項による額との均衡を考慮しそれらの算出方法に準じて算出した額の総額とする。

（新幹線鉄道等の利用の基準）

第8条 第3条第2項及び第3項に規定する基準は、次に掲げるものとする。

(1) 新幹線鉄道等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）を利用する場合には、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると教育長が認めるものであること

(2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善が前号に相当すると教育長が認めるものであること

（特別料金等の2分の1相当額の算出の基準）

第9条 第3条第2項に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出は、新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法が運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものによる特別料金等の額によるものとする。

2 第6条及び第7条の規定は、前項の算出について準用する。

（権衡職員等の範囲）

第10条 第3条第3項に規定する同条第2項による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用（地方公務員法

第28条の2第1項の規定により退職した日（地方公務員法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされた職員のうち、第2条第1号又は同条第3号に掲げる職員で、採用の直前の住居（当該採用の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び教育長がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第8条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該採用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該採用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると教育長が認めるものに限る。）

- (2) 配偶者（配偶者のない職員にあつては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い教育委員会所管の学校の教育職員等の単身赴任手当の支給に関する規則（平成7年大阪市教育委員会規則第36号）第2条に規定する単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第8条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの
- (3) その他第3項第2項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育長の定める職員

（届出）

第11条 職員は、新たに第2条の職員たる要件を具備するに至つた場合には所定の通勤届により、その通勤の実情を速やかに所属長に届け出なければならない。同条の職員が次の各号の一に該当する場合についても、同様とする。

- (1) 所属を異にして異動した場合
- (2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合

2 第2条第2号若しくは第3号に該当する職員で第3条第4項の職員たる要件を具備していないものが新たに当該要件を具備するに至つた場合又は第2条第2号若しくは第3号に該当する職員で第3条第4項の職員たる要件を具備するものが当該要件を欠くに至つた場合には、当該職員は前項の規定による届出の例により届け出なければならない。

（確認及び決定）

第12条 所属長は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を定期券の提示を求める等の方法により確認し、その者が第2条の職員たる要件を具備するとき、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

（支給の始期及び終期）

第13条 通勤手当の支給は、職員に新たに第2条の職員たる要件（以下「支給要件」という。）が具備されるに至つた場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の1日あるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が支給要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月（こ

れらの日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、教育長は、これにより難い事情があると認められるときは、別段の取扱いをすることができるとともに、この場合における通勤手当の支給等の取扱いについて別に定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、職員に新たに支給要件が具備されるに至った場合で、第11条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、教育長が定める場合を除き、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の1日であるときは、その日の属する月)から通勤手当の支給を開始するものとする。

3 通勤手当は、これを支給されている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の1日であるときは、その日の属する月)からその額を改定する。前項の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合におけるその額の改定について準用する。

(支給方法等)

第14条 通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。ただし、当該支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

2 第3条第5項の規定による返納又は追給は、教育長が定める日に行う。

3 教育委員会所管の学校の教育職員等の給料等の支給方法に関する規則(平成7年大阪市教育局委員会規則第9号。以下「支給規則」という。)第2条第9項の規定は、通勤手当の支給について準用する。この場合において、同項中「月の1日」とあるのは「支給対象期間の初日」と、「支給日」とあるのは「通勤手当の支給日」と、「給料」とあるのは「その支給対象期間に係る通勤手当」と読み替えるものとする。

4 第1項の通勤手当は、当該通勤手当に係る支給対象期間の初日に同項の職員が所属する給料の支給義務者(教育長が定める場合は、教育長が定める給料の支給義務者)が支給する。

5 第2条の職員が出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。この場合において、当該月を含む支給対象期間に係る通勤手当に関し必要な事項は、教育長が定める。

6 支給規則第2条第8項各号のいずれかに該当する場合におけるその月に係る通勤手当は、その月の現日数から勤務時間規則第3条第1項及び第3項並びに第4条第1項の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算により支給する。この場合において当該月を含む支給対象期間に係る通勤手当に関し必要な事項は、教育長が定める。

(事後の確認)

第15条 所属長は、現に通勤手当を支給されている職員について、その者が第2条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(施行の細目)

第16条 この規則に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

自転車等の使用距離 (片道)	支給額
	第3条第4項に該当する職員
5キロメートル未満	2,900円
5キロメートル以上10キロメートル未満	6,000円
10キロメートル以上15キロメートル未満	9,400円
15キロメートル以上20キロメートル未満	12,800円
20キロメートル以上25キロメートル未満	16,200円
25キロメートル以上30キロメートル未満	19,700円
30キロメートル以上35キロメートル未満	23,200円
35キロメートル以上40キロメートル未満	26,700円
40キロメートル以上45キロメートル未満	29,900円
45キロメートル以上50キロメートル未満	33,300円
50キロメートル以上55キロメートル未満	36,800円
55キロメートル以上60キロメートル未満	40,200円
60キロメートル以上	43,600円

議案第45号

教育委員会所管の学校の教育職員等の住居手当の支給に関する規則を
廃止する規則案

教育委員会所管の学校の教育職員等の住居手当の支給に関する規則（昭和55年
大阪市教育委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)

教育委員会所管の学校の教育職員等の住居手当の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）附則第6項の規定に基づき、教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の教育職員（校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手をいう。）並びに教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関の指導主事（以下これらを「職員」という。）の住居手当の支給については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員。ただし、次に掲げる職員を除く。

イ 地方公共団体又は国から貸与された職員宿舎に居住している職員

ロ 職員の扶養親族たる者（教育委員会所管の学校の教育職員等の扶養手当の支給に関する規則（昭和55年大阪市教育局規則第6号）第2条に規定する扶養親族で条例第11条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びにこれらに準ずると認められる住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(2) 教育委員会所管の学校の教育職員等の単身赴任手当の支給に関する規則（平成7年大阪市教育局規則第36号。以下「単身赴任手当規則」という。）第2条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（第1号イ及びロに規定する住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又は単身赴任手当規則第2条第2項に該当する職員で同項第3号に規定する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転の直前（職員以外の地方公務員、国家公務員その他教育長がこれに準ずると認めるものから引き続き職員となつたものにあつては、当該職員となる直前）の住居であつた住宅（第1号イ及びロに規定する住宅を除く。）若しくはこれに準ずるものとして教育長の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの

(手当月額)

第3条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前条第2号に掲げる職員 前号の規定により算出した額の2分の1に相当する額（その

額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

(届出)

第4条 新たに第2条の職員たる要件を具備するに至った職員は、所定の住居届により、その居住の実情を速やかに教育職員にあつては所属する学校の長に、指導主事にあつては教育長（以下これらを「所属長」という。）に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等住居届に記入することとされている事項に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の住居届には、契約書（契約書が作成されていない場合には、契約に関する当該住宅の貸主の証明書）、領収書等当該職員が居住している住宅に係る契約関係を明らかにする書類又はこれらの書類の写しを添付しなければならない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもつて足りるものとする。

4 職員は、第2条の職員たる要件を欠くに至った場合は、その旨を速やかに所属長に届け出なければならない。

(確認及び決定)

第5条 所属長は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第2条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

(家賃の算定基準)

第6条 家賃には、次の各号に掲げるものは含まれないものとする。

- (1) 権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの
- (2) 電気、ガス、水道等の料金
- (3) 団地内の児童遊園、街灯その他の共同利用施設に係る負担金（共益費）
- (4) 店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料

2 次の各号に掲げる場合における家賃に相当する額は、当該各号に定める額とする。

(1) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(2) 居住に関する支払額に食費又は食費及び電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

3 職員がその借り受けた住宅の一部を他に転貸している場合には、自己の居住部分と当該転貸部分との割合等を基準として算定した場合における自己の居住部分に係る家賃に相当する額を当該職員の支払っている家賃の額として取り扱うものとする。

4 職員の扶養親族たる者が借り受けている住宅を職員に転貸している場合には、当該扶養親族たる者と貸主との間の契約に係る家賃をもつて住居手当の額の算定の基礎とするものとする。

(支給の始期及び終期)

第7条 住居手当の支給は、職員が新たに第2条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第4条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）

から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（住居手当の不支給）

第7条の2 住居手当は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員に対しては支給しない。

（支給方法）

第8条 住居手当は、前条に規定する場合を除くほか、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに住居手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

（事後の確認）

第9条 所属長は、現に住居手当の支給を受けている職員が第2条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

（施行の細目）

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 昭和54年4月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に、住居手当を支給されていた期間のうちに、この規則の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又はこの規則の規定による住居手当の額がすでに支給された住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規則の施行の際施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされている職員のうち、この規則の規定による住居手当を支給されないこととなり、又はこの規則の規定による住居手当の額が施行日の前日に支給することとされていた住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から昭和55年3月31日までの間の住居手当についても、同様とする。

議案第46号

教育委員会所管の学校の教育職員等の単身赴任手当の支給に関する規則を
廃止する規則案

教育委員会所管の学校の教育職員等の単身赴任手当の支給に関する規則（平成
7年大阪市教育局規則第36号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)

教育委員会所管の学校の教育職員等の単身赴任手当の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）附則第6項の規定に基づき、教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。）の教育職員（校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手をいう。）並びに教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関の指導主事（以下これらを「職員」という。）の単身赴任手当の支給については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次の各号に掲げる職員には、同項及び次条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- (1) 職員以外の地方公務員、国家公務員その他教育長がこれに準ずると認める者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となる直前の住居から当該職員となった直後に在勤する公署に通勤することが通常距離等を考慮して定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（教育長が認める職員に限る。）
- (2) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して定める基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと教育長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
- (3) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情に準じて教育長の定める事情（以下「教育長の定める事情」という。）により、同居していた18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して定める基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと教育長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
- (4) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、教育長の定め

る特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して定める基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと教育長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

- (5) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、教育長の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して定める基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと教育長が認めるものを含む。）のうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- (6) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、教育長の定める特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して定める基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと教育長が認めるものを含む。）のうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- (7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「職員以外の地方公務員、国家公務員その他教育長がこれに準ずると認める者から引き続き職員となり、これに伴い」と、「異動又は公署の移転の直前」とあるのを「職員となる直前」と、「異動又は公署の移転の直後」とあるのを「職員となった直後」と、「異動又は公署の移転の日」とあるのを「職員となった日」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（教育長が認める職員に限る。）
- (8) その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員

（手当月額）

第3条 単身赴任手当の月額は、30,000円とする。

2 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員の単身赴任手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の額に、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円

- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
- (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
- (10) 2,500キロメートル以上 70,000円

3 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、教育長の定めるところにより行うものとする。

(やむを得ない事情)

第4条 第2条で規定するやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員の父母、配偶者の父母又は同居の親族を介護すること
- (2) 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること
- (3) 配偶者が引き続き就業すること
- (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（教育長の定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること
- (5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

(通勤困難の基準)

第5条 第2条で規定する通勤距離等を考慮して定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 教育長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること
- (2) 教育長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること

(支給の調整)

第6条 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他教育長がこれに準ずると認める者からこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

(届出)

第7条 新たに第2条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、所定の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに教育委員会に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第8条 教育委員会は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第2条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

(支給の始期及び終期)

第9条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第2条の職員たる要件を具備するに至った日の

属する月の翌月（その日が月の１日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の１日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第７条第１項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の１日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の１日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（単身赴任手当の不支給）

第9条の2 単身赴任手当は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第１項又は第28条の5第１項の規定により採用された職員に対しては支給しない。

（支給方法）

第10条 単身赴任手当は、前条に規定する場合を除くほか、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに単身赴任手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

（事後の確認）

第11条 教育委員会は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第2条の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

（施行の細目）

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

議案第47号

教育委員会所管の学校の教育職員等の宿日直手当の支給に関する規則を
廃止する規則案

教育委員会所管の学校の教育職員等の宿日直手当の支給に関する規則（平成3
年大阪市教育局規則第18号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)

教育委員会所管の学校の教育職員等の宿日直手当の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）附則第6項の規定に基づき、教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。）の教育職員（校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手をいう。）並びに教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関の指導主事（以下これらを「職員」という。）の宿日直手当の支給については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対し、当該勤務について支給する。

(手当額)

第3条 宿日直手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 宿直勤務又は日直勤務（次号の日直勤務を除く。）1回につき6,700円。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき3,350円とする。
- (2) 勤務時間が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日又はこれに相当する日における日直勤務1回につき3,350円

(支給日)

第4条 宿日直手当は、特別の事情のない限り、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(施行の細目)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

議案第48号

教育委員会所管の学校の教員等の管理職員特別勤務手当の支給に関する
規則を廃止する規則案

教育委員会所管の学校の教員等の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則
(平成4年大阪市教育局規則第19号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)

教育委員会所管の学校の教員等の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）附則第6項の規定に基づき、教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。）の教員並びに教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関の指導主事（条例第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表又は幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員をいう。以下「教員」という。）の管理職員特別勤務手当の支給については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 管理職員特別勤務手当は、教育委員会所管の学校の教員等の管理職手当に関する規則（昭和55年大阪市規則第17号。以下「管理職手当規則」という。）第2条第1項各号及び第2項各号に規定する教員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年大阪市教育委員会規則第5号。以下「勤務時間規則」という。）第3条及び第4条の規定により定められた週休日又は勤務時間規則第10条第2項に規定する休日（勤務時間規則第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教員にあっては、当該休日に代わる代休日）（以下これらを「週休日等」という。）に勤務した場合に当該教員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、管理職手当規則第2条第1項各号及び第2項各号に規定する教員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に当該教員に対して支給する。

(支給額)

第3条 前条第1項に規定する管理職員特殊勤務手当の額は、同項の規定による勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前条の規定による勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

- (1) 担当課長、首席指導主事及び首席管理主事 8,000円
- (2) 高等学校の校長（准校長を除く。）及び幼稚園の園長（管理職手当規則第2条の規定により人事室長と協議の上教育長が定めるものに限る。） 8,500円
- (3) 高等学校の校長（准校長を除く。）、参事及び幼稚園の園長（前号に掲げるものを除く。） 8,000円
- (4) 高等学校の准校長 7,000円
- (5) 高等学校の教頭、総括指導主事、主任指導主事及び管理主事（首席管理主事を除く。） 7,000円
- (6) 指導主事（首席指導主事、総括指導主事及び主任指導主事を除く。） 6,000円

2 前条第2項に規定する管理職員特殊勤務手当の額は、同項の規定による勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 担当課長、首席指導主事及び首席管理主事 4,000円
- (2) 高等学校の校長（准校長を除く。）及び幼稚園の園長（管理職手当規則第2条の規定により人事室長と協議の上教育長が定めるものに限る。） 4,300円

- (3) 高等学校の校長（准校長を除く。）、参事及び幼稚園の園長（前号に掲げるものを除く。） 4,000円
- (4) 高等学校の准校長 3,500円
- (5) 高等学校の教頭、総括指導主事、主任指導主事及び管理主事（首席管理主事を除く。） 3,500円
- (6) 指導主事（首席指導主事、総括指導主事及び主任指導主事を除く。） 3,000円

3 前条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした第1項各号に掲げる教員には、その引き続く勤務に係る管理職員特別勤務手当を支給しない。

（支給日）

第4条 管理職員特別勤務手当は、特別の事情のない限り、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

（施行の細目）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第49号

教育委員会所管の学校の教育職員等の災害派遣手当の支給に関する規則
を廃止する規則案

教育委員会所管の学校の教育職員等の災害派遣手当の支給に関する規則（平成
10年大阪市教育局規則第34号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)

教育委員会所管の学校の教育職員等の災害派遣手当の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）附則第6項の規定に基づき、教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。）の教育職員（校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手をいう。）並びに教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関の指導主事（以下これらを「職員」という。）の災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）の支給については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する職員で、住所又は居所を離れて本市の区域内に滞在するものに対して支給する。

(手当額)

第3条 災害派遣手当の日額は、滞在した期間及び利用施設の区分に応じた別表に掲げる額とする。

(施行の細目)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

滞在した期間 利用施設の区分	30日以内の期間	30日を超え60日以 内の期間	60日を超える期間
公用の施設又はこれに 準ずる施設	3,970円	3,970円	3,970円
その他の施設	6,620円	5,870円	5,140円

備考

この表中「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業等の施設以外の施設をいう。

議案第50号

教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当に関する規則
を廃止する規則案

教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年大阪市教育委員会規則第27号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)

教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員（以下「教員」という。）の期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(期末手当の支給対象)

第2条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する教員（基準日に離職し、若しくは失職し、又は死亡した教員及び同日に新たに教員となった者を含む。以下同じ。）及び基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した教員に対して、支給する。

2 次の各号に掲げる教員には、前項の規定にかかわらず、期末手当を支給しない。

(1) 基準日にそれぞれ在職する教員のうち、次に掲げるもの

ア 法第28条第2項第1号及び大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）第35条の規定に該当して休職にされている教員のうち給与の支給を受けていないもの

イ 法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている教員

ウ 法第29条第1項の規定により停職にされている教員（以下「停職者」という。）

エ 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けている教員（以下「専従休職者」という。）

オ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（平成9年大阪市教育局委員会規則第2号）第2条の規定により派遣される教員（以下「外国派遣職員」という。）及び公益的法人等への教育職員の派遣等に関する規則（平成14年大阪市教育局委員会規則第17号。以下「公益的法人等派遣規則」という。）第3条第1号に規定する派遣職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない教員

カ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている教員のうち教育委員会所管の学校の教育職員等の育児休業等に関する規則（平成4年大阪市教育局委員会規則第14号。以下「育児休業規則」という。）第7条第1項に該当する教員以外の教員

キ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしている教員（以下「大学院修学休業職員」という。）

ク 法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている教員（以下「配偶者同行休業職員」という。）

(2) 基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した者のうち、次に掲げるもの

ア その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前号アからクまでのいずれかに該当する者

イ その退職又は失職の後基準日までの間に教員（非常勤である者にあつては、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教員（以下「再任用短時間勤務職員」と

いう。)に限る。)となった者

ウ その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員に限る。）となった者

（ア） 国又は他の地方公共団体の職員（期末手当（これに相当する給与を含む。）の支給について、教員としての在職期間を国又は他の地方公共団体の職員としての在職期間に通算することを認めている国又は他の地方公共団体（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第2項に規定する国立大学法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条に規定する地方独立行政法人を含む。）の職員に限る。以下同じ。）

（イ） 退職派遣者（公益的法人等派遣規則第7条に規定する退職派遣者をいう。以下同じ。）

3 基準日前1箇月以内において教員としての退職が2回以上ある者について前項第2号の規定を適用する場合には、基準日にもっとも近い日の退職のみをもって当該退職とする。

4 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げるものにあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

（1） 基準日から当該基準日に対応する第6条に規定する期末手当を支給する日（以下「支給日」という。）の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた教員

（2） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した教員（法第16条第1号に該当して失職した教員を除く。）

（3） 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

（4） 第7条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の額）

第3条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1） 6箇月 100分の100

（2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80

（3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60

（4） 3箇月未満 100分の30

2 基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した教員のうち次の各号のいずれかに該当する者の期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に、当該各号の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1） 教育公務員特例法第14条の規定による休職にされた教員で、その休職の期間がその休職に引き続く療養期間を通算して満3年に達するまでの者 100分の80

- (2) 心身の故障（公務上の負傷及び疾病、通勤による負傷及び疾病、結核性疾患並びに精神疾患を除く。）により法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされた教員で、その休職の期間が満1年に達するまでの者 100分の80
 - (3) 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設において、当該教員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事するため休職にされた教員 100分の70以内で教育長が定める割合
 - (4) 水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった教員で、その原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められる者 100分の100以内で教育長が定める割合
- 3 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された教員（以下「再任用職員」という。）に対する前2項の規定の適用については、第1項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

（期末手当基礎額）

第4条 前条第1項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において教員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 2 別表第1（再任用職員にあっては、別表第2）の教員欄に掲げる教員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して職務の級等に応じて定める同表の同欄の区分に対応する加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額を前条第1項の期末手当基礎額とする。
- 3 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に対する前2項の規定の適用については、第1項中「給料」とあるのは「給料の月額を大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年大阪市教育局委員会規則第5号。以下「勤務時間規則」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）で除して得た額」と、前項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とする。

（期末手当に係る在職期間）

第5条 第3条第1項の在職期間は、教員として在職した期間とする。

- 2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 停職者として在職した期間
- (2) 専従休職者として在職した期間
- (3) 育児休業法第2条の規定により育児休業（公益的法人等派遣職員にあっては育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）第2条第1号の規定による育児休業）をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）については、その2分の1の期間
- (4) 休職者（公務傷病等による休職者（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤により負

傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされた教員及び教育公務員特例法第14条の規定の適用を受ける教員をいう。以下同じ。)を除く。)であった期間については、その2分の1の期間

(5) 大学院修学休業職員又は配偶者同行休業職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(6) 法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間

(7) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

3 基準日以前6箇月以内の期間において教員となった者のうち、次の各号に掲げる者については、その期間内においてそれらの者として在職した期間を第1項の在職期間に算入する。

(1) 給与条例の適用を受ける職員から教員となった者

(2) 国又は他の地方公共団体の職員から引き続き教員となった者

(3) 退職派遣者から引き続き教員となった者

4 前項の期間の算定については、第2項の規定を準用する。

(期末手当の支給日)

第6条 期末手当は、次の各号に掲げる基準日の区分に応じ、当該各号に定める日に支給する。ただし、その日が土曜日に当たるときはその日の前日とし、日曜日に当たるときはその日の前々日とする。

(1) 6月1日の場合 6月30日

(2) 12月1日の場合 12月10日

(期末手当の一時差止処分)

第7条 支給日に期末手当を支給することとされていた教員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることがある。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 前項の規定による一時差止処分を行う場合には、その旨を書面により当該一時差止処分を受けるべき者に通知するものとする。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨を通知する場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を大阪市公報に掲載することをもって通知に代えるものとする。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、教育委

員会に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、特別の事情がある場合を除き、速やかに当該一時差止処分を取り消すものとする。

(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、当該一時差止処分の事由を記載した説明書を交付するものとする。ただし、第3項後段の規定により通知が到達したものとみなされた場合は、この限りでない。

7 第5条の規定は、第1項及び第5項の在職期間について準用する。

(勤勉手当の支給対象)

第8条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教員及び基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した教員に対し、教育長が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給する。

2 次の各号に掲げる教員には、前項の規定にかかわらず、勤勉手当を支給しない。

(1) 基準日において次に掲げる者に該当するもの

ア 休職者（公務傷病等による休職者を除く。）

イ 停職者

ウ 専従休職者

エ 外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員

オ 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている教員のうち育児休業規則第7条第2項に該当する教員以外の教員

カ 大学院修学休業職員又は配偶者同行休業職員

(2) 基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した者のうち次に掲げるもの

ア その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前号アからカまでのいずれかに該当する者

イ 第2条第2項第2号イ又はウに該当する者

3 第2条第3項の規定は、前項第2号の退職について準用する。

4 第2条第4項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同項本文中「第1項」とあるのは「第8条第1項」と、同項第1号中「第6条」とあるのは「第13条において準用する第6条」と、同項第4号中「第7条第1項」とあるのは「第14条において準用する第7条第1項」と読み替えるものとする。

(勤勉手当の額)

第9条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に別表第3の基準日以前6箇月以内の期間における教員の勤務期間欄の区分に応じて同表の割合欄に定める割合を乗じて得た額に第12条に規定する教員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる教員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額の範囲内とする。

(1) 再任用職員以外の教員 勤勉手当基礎額にそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは

失職し、又は死亡した教員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次条において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 再任用職員 勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額
(勤勉手当基礎額)

第10条 前条の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

2 第4条第2項の規定は、前条の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第10条第1項」と、「前条第1項」とあるのは「第9条」と、「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

3 育児短時間勤務職員等に対する前2項の規定の適用については、第1項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」と、前項中「第4条第2項」とあるのは「第4条第3項において読み替えられた同条第2項」とする。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第11条 第9条の勤務期間は、教員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1) 第5条第2項第1号及び第2号に掲げる期間

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（公益的法人等派遣職員にあつては育児介護休業法第2条第1号の規定による育児休業）をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）、大学院修学休業職員及び配偶者同行休業職員として在職した期間

(3) 休職者（公務傷病等による休職者を除く。）であった期間

(4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

(5) 教育委員会所管の学校の教育職員等の給料等の支給方法に関する規則（平成7年大阪市教育局教育委員会規則第9号）第4条の規定により給与を減額された期間

(6) 負傷又は疾病により勤務しなかった期間（前号に掲げる期間に該当する期間、公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣職員若しくは退職派遣者の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病により勤務しなかった期間及び結核性疾患のため就業を禁止されたことにより勤務しなかった期間を除く。）から勤務時間規則第3条第1項及び第3項及び第4条第1項の規定により定められた週休日、同規則第10条第2項に規定する休日（同規則第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教員にあつては、当該休日に代わる代休日）並びに同規則第8条第2項に規定する教育長が指定する日（以下「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(7) 勤務時間規則第16条第1項に規定する介護休暇を与えられて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(8) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業又は勤務時間規則第16条の2第1項の規

定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(9) 法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間

(10) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

3 教員に公益的法人等派遣職員であった期間がある場合において、当該期間中に前項第4号から第9号までに掲げる期間に相当する期間があるときは、当該期間は、前各号に掲げる期間に含むものとする。

4 第5条第3項の規定は、第1項の在職した期間の算定について準用する。

5 前項の期間の算定については、第2項各号に掲げる期間に相当する期間は、在職しなかった期間とみなす。

(勤勉手当の成績率)

第12条 再任用職員以外の教員（教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関の指導主事（以下「指導主事」という。）を除く。）の成績率は、教育長が定める当該教員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該教員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育長が定めるものとする。

(1) 勤務成績が特に優秀な教員及び勤務成績が優秀な教員 100分の92.5以上100分の170以下

(2) 勤務成績が良好な教員 100分の82

(3) 勤務成績が良好でない教員 100分の82未満

2 再任用職員以外の教員のうち、指導主事の成績率は、大阪市職員基本条例第18条第1項の規定により行う人事評価において職員が属するものとされた同条第2項の表の左欄に掲げる区分（以下「相対評価区分」という。）に応じ、それぞれ次に定める割合の範囲内において、教育長が定めるものとする。

(1) 第1区分及び第2区分 100分の92.5以上100分の170以下

(2) 第3区分 100分の82

(3) 第4区分及び第5区分 100分の82未満

3 再任用職員（指導主事を除く。）の成績率は、教育長が定める当該教員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該教員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育長が定めるものとする。

(1) 勤務成績が特に優秀な教員及び勤務成績が優秀な教員 100分の41.8以上100分の80以下

(2) 勤務成績が良好な教員 100分の38.6

(3) 勤務成績が良好でない教員 100分の38.6未満

4 再任用職員のうち、指導主事の成績率は、相対評価区分に応じ、それぞれ次に定める割合の範囲内において、教育長が定めるものとする。

(1) 第1区分及び第2区分 100分の41.8以上100分の80以下

(2) 第3区分 100分の38.6

(3) 第4区分及び第5区分 100分の38.6未満

5 基準日以前6箇月以内の期間において法第29条第1項の規定による懲戒処分を受けた教員及び口頭訓戒又は文書訓告を受けた教員の成績率は、前4項に規定する成績率にかかわらず教育長が定める。

6 第1項第1号に掲げる教員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、教育長が定める。

7 第1項から前項までに定めるもののほか、教員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、教育長が定める。

(勤勉手当の支給日)

第13条 第6条の規定は、勤勉手当の支給日について準用する。

(勤勉手当の一時差止処分)

第14条 第7条の規定は、勤勉手当の一時差止処分について準用する。

(端数計算)

第15条 第3条第1項の期末手当基礎額又は第9条の勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額とする。

(施行の細目)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年6月1日から施行する。

(平成19年度における期末手当及び勤勉手当の額の特例)

2 平成19年度に限り、第4条の期末手当基礎額及び第10条の勤勉手当基礎額における教員が受けるべき給料の月額、教育委員会所管の学校の教員の給料表に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（平成18年大阪市規則第242号）による改正前の教育委員会所管の学校の教員の給料表に関する規則の一部を改正する規則（平成18年大阪市規則第76号）附則第5項に規定する給料月額とする。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

3 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第3条第1項及び第3項、第9条並びに第12条第1項及び第2項の規定の適用については、第3条第1項中「100分の140」とあるのは「100分の130」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「「100分の130」とあるのは「100分の70」と、第9条中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の35」とあるのは「100分の30」と、第12条第1項中「100分の83.5以上100分の150」とあるのは「100分の78以上100分の140」と、「100分の78.5以上100分の83.5」とあるのは「100分の73以上100分の78」と、「100分の73.5」とあるのは「100分の68.5」と、同条第2項中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

4 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する附則第2項及び第3項の規定の適用については、附則第2項中「第3条」及び「同条」とあるのは「附則第6項の規定により読み替えて適用する第3条」と、附則第3項中「第9条」及び「同条」とあるのは「附則第6項の規定により読み替えて適用する第9条」とする。

別表第1（第4条、第10条関係）

給料表	教員	加算割合
高等学校等教育 職給料表	職務の級4級の教員	100分の15（教育長が別に定める教員にあつては100分の20）

	職務の級3級及び特2級の教員	100分の10（職務の級3級の教員のうち教育長が別に定める教員にあつては100分の15）
	職務の級2級及び1級の教員（教育長が定める教員に限る。）	100分の5（教育長が別に定める教員にあつては100分の10）
小学校・中学校 教育職給料表	職務の級2級の教員（教育長が定める教員に限る。）	100分の5（教育長が別に定める教員にあつては100分の10）
幼稚園教育職給料表	職務の級4級の教員	100分の10（教育長が別に定める教員にあつては100分の15）
	職務の級3級の教員	100分の10
	職務の級2級の教員（教育長が定める教員に限る。）	100分の5（教育長が別に定める教員にあつては100分の10）

別表第2（第4条、第10条関係）

給料表	教員	加算割合
高等学校等教育 職給料表	職務の級4級の教員	100分の20
	職務の級3級の教員	100分の15
	職務の級特2級及び2級の教員	100分の10
	職務の級1級の教員	100分の5
小学校・中学校 教育職給料表	職務の級2級の教員	100分の10
幼稚園教育職給料表	職務の級4級の教員	100分の15
	職務の級3級の教員	100分の10
	職務の級2級の教員	100分の10

別表第3（第9条関係）

勤務期間	割合
6箇月	100分の100

5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0日	0

議案第51号

教育委員会所管の学校の教育職員等の育児休業等に関する規則を
廃止する規則案

教育委員会所管の学校の教育職員等の育児休業等に関する規則（平成4年大阪
市教育委員会規則第14号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)

教育委員会所管の学校の教育職員等の育児休業等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪市条例第4号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受けるもの（以下「職員」という。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）の施行に関し必要なその他の事項を定めることを目的とする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項及び条例第22条の規定に基づき定める育児休業をすることができない職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第6条第1項又は教育委員会所管の学校の教育職員等の配偶者同行休業に関する規則（平成27年大阪市教育局教育委員会規則第16号。以下「配偶者同行休業規則」という。）第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 大阪市教育局教育委員会に任命された職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項及び条例第22条の規定に基づき定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項及び条例第22条の規定に基づき定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(非常勤職員の育児休業の期間)

第2条の3 育児休業法第2条第1項及び条例第22条の規定に基づき定める日は、次の各号に

掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年大阪市教育局委員会規則第5号。以下「勤務時間規則」という。）別表第4第3号又は同表第18号に定める特別休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日
 - ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
 - イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために必要と認められる場合として次に掲げる場合に該当する場合
 - (ア) 当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
 - (イ) 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であつて当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合
 - A 死亡した場合
 - B 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な

状態になった場合

C 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

D 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

（既にした育児休業から除かれる最初の育児休業の期間）

第2条の4 育児休業法第2条第1項ただし書及び条例第22条の規定に基づき定める既にした育児休業から除かれる最初の育児休業の期間は、子の出生の日から起算して57日間とする。

（再度の育児休業ができる特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書及び条例第22条の規定に基づき定める再度の育児休業ができる特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条の規定による承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと

(4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、1月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により申し出た場合に限る。）

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第4条 育児休業法第3条第2項及び条例第22条の規定に基づき定める育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

（育児休業の承認の取消事由）

第5条 育児休業法第5条第2項及び条例第22条の規定に基づき定める育児休業の承認の取消事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）

第6条 育児休業法第6条第3項の規定により同項に規定する職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第7条 教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年大阪市教育局規則第27号。以下「期末手当等規則」という。）第2条第1項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、当該基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（次の各号に掲げるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

(1) 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間

ア 育児休業法第2条の規定により育児休業（公益的法人等への教育職員の派遣等に関する規則（平成14年大阪市教育局規則第17号。以下「公益的法人等派遣規則」という。）第3条第1号に規定する派遣職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業）をしていた期間、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間及び配偶者同行休業規則第3条の規定により配偶者同行休業をしていた期間

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定により停職にされた期間及び同法第55条の2第1項ただし書の許可を受けていた期間

ウ 休職にされていた期間（公務傷病等による休職者（給与の全額を受けている休職者をいう。）であった期間を除く。）

(2) 公益的法人等派遣規則第7条第1号に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）であった期間（育児介護休業法第2条第1号に規定する育児休業の期間を除く。）

2 期末手当等規則第8条第1項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、当該基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（次の各号に掲げるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(1) 公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（平成9年大阪市教育局規則第2号）に基づき派遣された職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第

2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)又は公益的法人等派遣職員若しくは退職派遣者の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病により勤務しなかった期間

(2) 公益的法人等派遣職員であった期間のうち当該派遣先の公益的法人等に勤務した期間

(3) 退職派遣者であった期間のうち当該派遣先の特定法人(公益的法人等派遣規則第5条に規定する特定法人をいう。)に勤務した期間

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、その者に係る育児休業の期間を教育長の定める100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、その職務に復帰した日及び同日後の最初の昇給日(教育委員会所管の学校の教育職員等の昇給等に関する規則(昭和56年大阪市教育局委員会規則第5号)第6条第1項の昇給日をいう。)又はそのいずれかの日において、その者の号給を調整することができる。

(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)

第9条 教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則(昭和43年大阪市教育局委員会規則第12号。以下「退職手当規則」という。)第6条の4第2項及び第7条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、退職手当規則第6条の4第2項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての退職手当規則第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項及び条例第22条の規定に基づき定める職員は、育児休業法第6条第1項又は配偶者同行休業規則第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書及び条例第22条の規定に基づき定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号の規定による承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと

(3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと

(4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該

職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと

- (5) 育児短時間勤務の承認が、第13条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと
- (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、1月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により申し出た場合に限る。）
- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第12条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求（以下「請求」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出することにより、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

- (1) 職員の所属、職及び氏名
- (2) 育児短時間勤務の承認、その期間の延長又は再度の育児短時間勤務の承認の別
- (3) 再度の育児短時間勤務の承認の場合にあつては、当該承認が必要な事情
- (4) 請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日
- (5) 請求に係る子の職員以外の親の氏名、当該子との同居又は別居の別及び就業の有無
- (6) 請求しようとする期間
- (7) 請求に係る育児短時間勤務の内容
- (8) 請求に係る子について既に育児短時間勤務をした期間
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第13条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項及び条例第22条の規定に基づき定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき

（育児休業法第17条及び条例第22条の規定に基づき定めるやむを得ない事情）

第14条 育児休業法第17条及び条例第22条の規定に基づき定めるやむを得ない事情は、過員を生ずることとする。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第15条 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い）

第16条 退職手当規則第6条の4第2項及び第7条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、同規則第6条の4第2項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当規則第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当規則の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

第17条 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

（部分休業をすることができない職員）

第18条 育児休業法第19条第1項及び条例第22条の規定に基づき定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

（部分休業の承認）

第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間規則第7条に規定する所定の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、15分を単位として行うものとする。

2 勤務時間規則別表第4第4号の規定による特別休暇（以下「育児時間」という。）又は勤務時間規則第16条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）及び教育長がこれに準ずると認める職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第20条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない時間1時間について勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（部分休業の承認の取消事由）

第21条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

（施行の細目）

第22条 第6条（第18条において準用する場合を含む。）、第8条、第20条及び第21条の規定の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 義務教育諸学校の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休

業に関する法律（昭和50年法律第62号）に基づく育児休業の期間のうちこの規則の施行の日前の期間に係る給与に関する取扱いについては、なお従前の例によるものとし、当該期間に係る退職手当に関する取扱いについては、第9条第2項の規定の例によるものとする。

議案第52号

教育委員会所管の学校の教育職員等の配偶者同行休業に関する規則
を廃止する規則案

教育委員会所管の学校の教育職員等の配偶者同行休業に関する規則（平成27年
大阪市教育委員会規則第16号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)

教育委員会所管の学校の教育職員等の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年大阪市条例第25号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受けるもの（以下「職員」という。）の配偶者同行休業に関し必要な事項を定める。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 教育委員会は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項及び条例第12条の規定により定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項及び条例第12条の規定により定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であつて外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 教育委員会は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、教育委員会に対し、配偶者同行休業の期間の延長の承認を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項及び条例第12条の規定に基づき、配偶者同行休業の承認を取り消すものとする事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと

(2) 配偶者同行休業をしている職員が、大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年大阪市教育委員会規則第5号。以下「勤務時間規則」という。）別表第4第3号、第18号及び第19号の規定による特別休暇を与えられることとなったこと

(3) 教育委員会が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと

（届出）

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 配偶者が死亡した場合

(2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

(3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合

(4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第9条 教育委員会は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号のいずれかに掲げる任用を行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 教育委員会は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 教育委員会は、前項の規定により、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その者に係る配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、その職務に復帰した日及び同日後最初の昇給日（教育委員会所管の学校の教育職員等の昇給等に関する規則（昭和56年大阪市教育委員会規則第5号）第6条第1項の昇給日をいう。）又はそのいずれかの日において、その者の号給を調整することができる。

2 前項の規定による給料月額調整が、他の職員との権衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の給料月額を調整することができる。

（配偶者同行休業をした職員の退職手当の取扱い）

第11条 教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則（昭和43年大阪市教育委員会規則第12号。以下「退職手当規則」という。）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同規則第6条の4第2項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての退職手当規則第7条第4項の規定の適用について

は、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは「月数」とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第53号

教育委員会所管の学校の教員の再任用に関する規則を廃止する規則案

教育委員会所管の学校の教員の再任用に関する規則（平成13年大阪市教育局教育委員会規則第16号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)

教育委員会所管の学校の教員の再任用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の再任用に関する条例（平成13年大阪市条例第28号）第5条の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員の再任用（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者に準ずる者)

第2条 法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第28条の2第1項の規定により退職した者又は法第28条の3の規定により勤務した後退職した者に準じて再任用を行うことができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 25年以上勤続して退職した者であつてその退職した日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者（同号に掲げる者を除く。）

(任期の更新)

第3条 教育委員会は、再任用をされた職員について、その任期（この条の規定により更新された任期を含む。）における勤務実績が良好であると認める場合は、あらかじめ当該職員の同意を得て、当該任期を1年を超えない範囲内で更新することができる。

(任期の末日)

第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

(施行の細目)

第5条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(任期の末日に関する特例)

- 2 次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、同条中「65歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成13年4月1日から平成16年3月31日まで	61歳
平成16年4月1日から平成19年3月31日まで	62歳
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63歳
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64歳

議案第54号

公益的法人等への教育職員の派遣等に関する規則を廃止する規則案

公益的法人等への教育職員の派遣等に関する規則（平成14年大阪市教育局委員会規則第17号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)

公益的法人等への教育職員の派遣等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大阪市条例第79号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 教育委員会は、公益的法人等のうち次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

- (1) 本市が基本金その他これに準ずるものを出資し、かつ、本市の区域内に主たる事務所を有する団体で教育長が定めるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、その業務の全部又は一部が本市の事務又は事業と密接な関連を有し、かつ、本市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが特に必要であるものとして教育長が定めるもの

2 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用される職員を除く。）
- (2) 非常勤職員
- (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法第22条第1項の規定により本市以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用された者その他教育長が定める者を除く。）
- (4) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれか若しくは大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）第35条に該当して休職にされている職員、同法第29条第1項各号のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第35条の法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

3 法第2条第3項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項
- (2) 前号に規定する職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項

(派遣職員の職務への復帰)

第3条 法第5条第1項の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）が派遣先団体の役職員の地位を失った場合
- (2) 派遣職員の職員派遣が法又はこの規則の規定に適合しなくなった場合
- (3) 前条第1項に規定する取決めに反することとなった場合
- (4) 派遣職員が地方公務員法第28条第1項第2号又は第3号に該当することとなった場合

(5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった場合

(6) 派遣職員が地方公務員法第29条第1項第1号又は第3号に該当することとなった場合
(派遣職員の給与等)

第4条 派遣職員の派遣の期間中の給与及び職員派遣後職務に復帰した場合における給与その他の処遇については、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例に準じる。

(特定法人)

第5条 法第10条第1項の条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 本市が資本金その他これに準ずるものを出資し、かつ、本市の区域内に主たる営業所を有する株式会社で教育長が定めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、本市が資本金その他これに準ずるものを出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに本市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、本市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが特に必要であるものとして教育長が定めるもの

(退職派遣者とならない職員)

第6条 法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条第2項各号に掲げる職員とする。

(退職派遣者を職員として採用する場合)

第7条 法第10条第1項の退職派遣者（同条第2項に規定する退職派遣者をいう。以下同じ。）を職員として採用する場合として条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 退職派遣者が特定法人の役職員の地位を失った場合

(2) 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができないか又は適当でない認められるとき

ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの規則の規定に適合しなくなった場合

イ 法第10条第1項の規定により締結された取決めに反することとなった場合

ウ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

(3) 公務上の必要その他特別の事由により当該退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

(退職派遣者を職員として採用することができない場合)

第8条 法第10条第1項の退職派遣者を職員として採用することができない場合として条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法（明治40年法律第45号）その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当と認められるときとする。

(特定法人との間の取決めにおいて定める事項)

第9条 法第10条第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第10条第1項の教育委員会の要請に係る職員の特定法人における福利厚生に関する事項

(2) 前号に規定する職員の特定法人における業務の従事の状況の連絡に関する事項
(退職派遣者の採用時における処遇等)

第10条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における給与その他の処遇については、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例に準じる。

(施行の細目)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第5条から第10条まで及び次項の規定は、平成14年3月31日から施行する。

(退職派遣者に関する規定の適用)

2 第5条から第10条までの規定は、平成14年3月31日以後に法第10条第1項の教育委員会の要請に応じて退職した者について適用する。

議案第55号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則を
廃止する規則案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（平成9年
大阪市教育委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年大阪市条例第14号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の処遇について必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 教育委員会は、本市と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（教育長が定める職員を除く。）を派遣することができる。

- (1) 外国の地方公共団体の機関
- (2) 外国政府の機関
- (3) 我が国が加盟している国際機関
- (4) 前3号に準ずる機関で教育長が定めるもの

(派遣期間)

第3条 派遣の期間は、3年を超えない範囲内で教育委員会が定める。ただし、教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、派遣の期間を延長することができる。

(派遣職員の給与等)

第4条 前2条の規定により派遣された職員の給与その他の処遇については、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例による。

(施行の細目)

第5条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第56号

教育委員会所管の学校の教員の定年に関する規則を廃止する規則案

教育委員会所管の学校の教員の定年に関する規則（昭和60年大阪市教育委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)

教育委員会所管の学校の教員の定年に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の定年に関する条例（昭和59年大阪市条例第3号）第3条の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員（以下「教員」という。）の定年に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第2条 教員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

2 前項の定年は、年齢60年とする。

(施行の細目)

第3条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。